

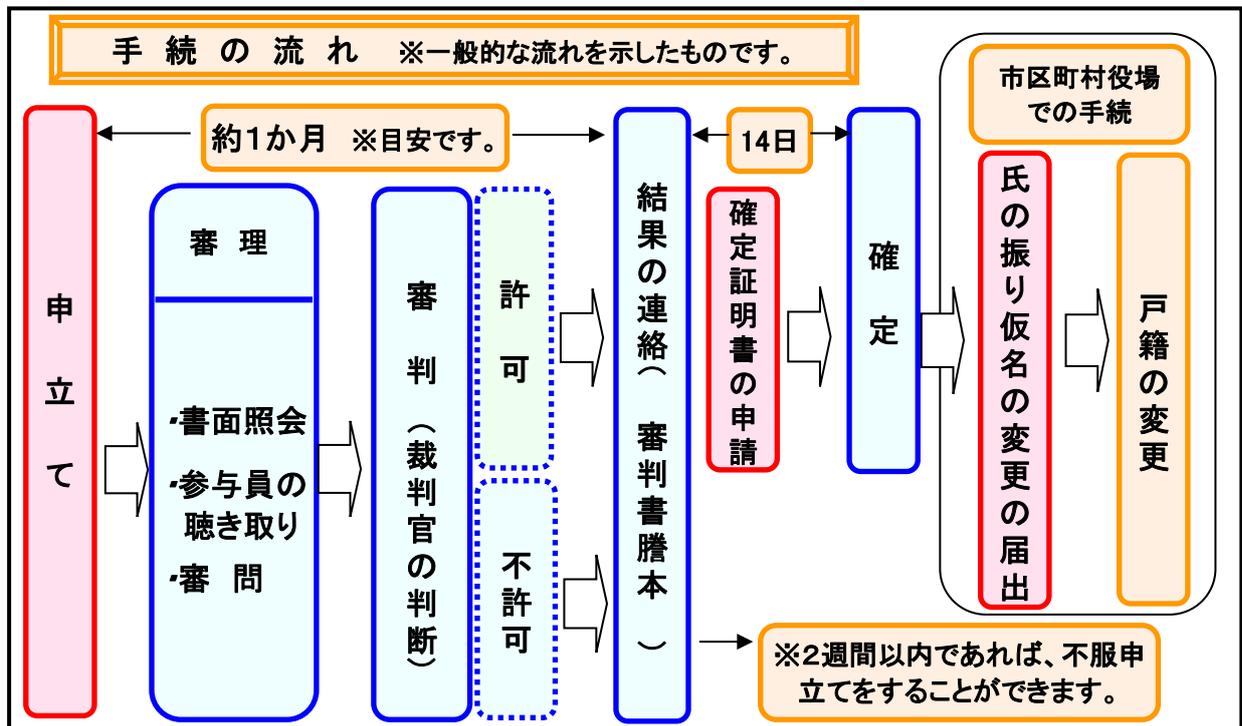
「氏の振り仮名の変更」の手続とは・・・

やむを得ない事由によって、戸籍の氏(名字)の振り仮名を変更するには、氏の振り仮名の変更について家庭裁判所の許可が必要です。この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、家庭裁判所に提出してください。

※ 本籍地の市区町村から通知された戸籍に記載される予定の氏の振り仮名を訂正する手続は、裁判所ではできません。市区町村へ届け出てください。

※ 本籍地の市区町村長が、令和7年5月26日から起算して1年を経過した日に記載した氏の振り仮名は、1度に限り、裁判所の許可なく、市区町村への届出により変更することができます。手続については、市区町村におたずねください。

申立てをする人	戸籍の筆頭者及びその配偶者 (夫婦の場合は、夫婦で申立てをします。)
申立てをする裁判所	申立てをする人の住所地を管轄する家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙 800円分 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 2,200円分 【500円2枚、110円10枚、10円10枚】 (夫婦での申立ての場合は、3,750円分 【500円4枚、110円15枚、10円10枚】 ※ 収入印紙・郵便切手は裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書 1通 <input type="checkbox"/> 申立人の現在の戸籍謄本(全部事項証明書) (3か月以内に発行されたもの) 1通 <input type="checkbox"/> 氏の振り仮名の変更の理由を裏付ける資料 <input type="checkbox"/> 同一戸籍内の15歳以上の人の同意書 ※ そのほかに書類の提出をお願いすることがあります。



よくあるご質問

Q1 どういった理由のときに許可になるのですか？

氏の振り仮名の変更が認められるためには、社会生活上、氏の振り仮名の変更をすることに「やむを得ない事由」があることが必要です。「やむを得ない事由」とは、氏の振り仮名の変更をしないとその人の社会生活において著しい支障を来す場合をいうとされています。裁判官は、申立てに「やむを得ない事由」があるかどうかを審理し、判断しますが、一般的に、姓名判断を理由とするものは認められていません。

Q2 氏の振り仮名の読み方について、どのようなものであれば許可されますか？

氏名の振り仮名は「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない。」とされています。一般的な読み方といえるかどうかについて疑義がある場合には、その読み方について、社会において受容され又は慣用されていることを示す資料(例えば、その読み方を現に使用していることを証するパスポートや預貯金通帳等)を提出をしていただくことがあります。

Q3 氏の振り仮名の変更の届出をすると、同じ戸籍に入っている子どもの氏は、どうなりますか？

戸籍の筆頭者による氏の振り仮名の変更許可の申立てが認められて氏の振り仮名の変更の届出をすると、同じ戸籍に入っている全員の氏の振り仮名が変更されることとなります。

Q4 今回の申立てが認められなかった場合、今後、あらためて申立てをすることはできますか？

あらためて申立てをすることはできますが、今回の事情から何ら変更がない場合は、同様の判断がされる可能性が高いと思われます。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター
(TEL 052-223-2830)